

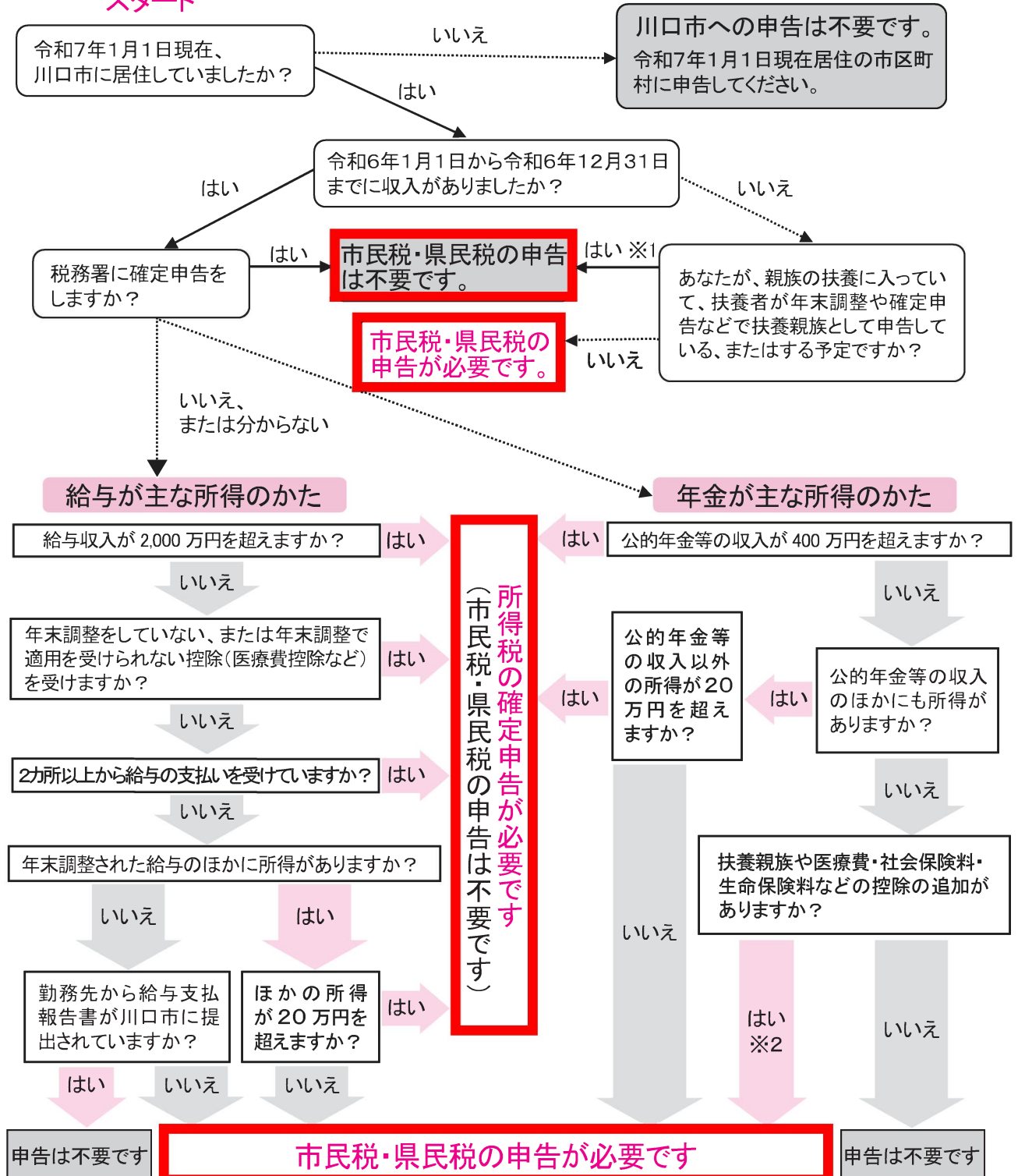
～ 申告が必要か確認してください ～

市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安ですので、当てはまらない場合があります。

ご不明な場合は市民税課に直接お問い合わせください。

(令和7年1月下旬に送付した市民税・県民税申告書は、令和7年1月中旬に発送対象者のデータを作成しています。遡ってお手続きをしたことにより、令和7年1月1日に川口市に住民票がないかたにも送付している場合があります。)

スタート



※1 被扶養者であっても、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で非課税決定が必要なかたや所得金額記載(0円記載)の証明書を必要とするかた、扶養者のかたが市外在住である場合は、市民税・県民税の申告が必要となります。

※2 確定申告が不要なかたでも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告により、所得税が還付されることがあります。